平成２５年（フ）第１８５２号
横浜市南区浦舟町１丁目16番地３　クリオ阪東橋壱番館608号
破産者　村山　一重
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
滋賀県彦根市長曽根南町459番地６
破産者　増川　　勝
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第９０号
滋賀県愛知郡愛荘町畑田694番地１、前住所大阪府枚方市大垣内町２丁目17番３号
破産者　髙田　吉次
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１２６号
滋賀県近江八幡市若宮町391番地
破産者　松岡　咲美
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７１号
福岡県飯塚市堀池284番地
破産者　秦　　寿善
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２４９５号
札幌市南区澄川４条５丁目７番17号
破産者　堀田　勝昭
1　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
2　一般調査期日　平成26年６月23日午後３時30分
平成26年４月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０号
札幌市白石区南郷通17丁目北８番１―1002号
破産者　平野弘一郎
1　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
2　一般調査期日　平成26年６月23日午後３時
平成26年４月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
北海道帯広市西13条南２丁目１番地52
破産者　萩原　　勉
1　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
2　一般調査期日　平成26年６月19日午前10時
平成26年４月28日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第５７５号
福岡県大野城市つつじケ丘３丁目２番27号
破産者　村山つき子
1　破産債権の届出期間　平成26年６月５日まで
2　一般調査期日　平成26年６月17日午後４時30分
平成26年４月25日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８号
愛知県豊田市市木町４丁目17番地４
破産者　松井　利秋
1　破産債権の届出期間　平成26年６月13日まで
2　一般調査期日　平成26年７月18日午後１時50分
平成26年４月25日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産管財人変更

平成２５年（フ）第１２５号
長崎県大村市日泊町710番地
破産者　橋田　村俊
破産管財人　小林　清隆が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
平成26年４月23日　長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（フ）第１２６号
長崎県大村市日泊町710番地
破産者　橋田チヅ子
破産管財人　小林　清隆が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
平成26年４月23日　長崎地方裁判所大村支部

債権者集会招集

平成１５年（フ）第２５１号
石川県能美郡川北町字土室へ８番地
破産者　株式会社ムラオ・アンド・カンパニー
1　期日　平成26年７月３日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成26年４月24日　金沢地方裁判所小松支部

債権者集会期日変更

平成２６年（フ）第１２５号
熊本市中央区安政町１番２号
破産者　株式会社安政町不動産管理
主文　平成26年６月25日午後１時30分の本件債権者集会（財産状況報告・計算報告・廃止意見聴取）期日を平成26年７月９日午前10時に変更する。
平成26年４月22日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０１号
茨城県笠間市長兎路1084番地
清算株式会社　株式会社マリーナ電子
代表清算人　鐘ヶ江洋祐
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１０２号
茨城県笠間市長兎路1084番地
清算株式会社　株式会社マリーナ産業
代表清算人　鐘ヶ江洋祐
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１０３号
茨城県笠間市長兎路1084番地
清算株式会社　株式会社マリーナ商事
代表清算人　鐘ヶ江洋祐
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第２０３３号
東京都港区芝４丁目２番３号
清算株式会社　出光テクノファイン株式会社
代表清算人　山森　克史
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０１７号
東京都新宿区新宿６丁目27番28号
清算株式会社　トレンドライン株式会社
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第４号
千葉県館山市沼880番地
清算株式会社　館山設備工業株式会社
代表清算人　関川　正則
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１項　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。